

# 【greener キッズスクール生徒規約】

## 第1条(目的)

greenerキッズスクール生徒規約(以下「本規約」といいます。)は、東京地下鉄株式会社(以下「事業者」といいます。)が運営するgreenerキッズスクール(以下「当スクール」といいます。)を、第3条に定める生徒等が利用する際に適用するものとします。

## 第2条(運営)

当スクールの運営管理は、事業者の業務委託先である株式会社 BEACH TOWN(以下「受託者」といい、事業者と併せて「両社」といいます。)があたるものとします。

## 第3条(本規約の適用)

本規約は、当スクールの施設を利用しレッスンを受講する方(以下「生徒」といいます。)及び生徒の親権者、後見人等の法定代理人(以下「保護者」といい、以下両者を総称して「生徒等」といいます。)に適用されるものとし、生徒等は本規約に同意のうえ、入会するものとします。ただし、次の各号に該当する方の入会はできません。

- 1.暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)、又は反社会的勢力に関係のある方
- 2.刺青をしている方
- 3.当スクールの秩序を乱し、他の会員に迷惑をかけるおそれのある方
- 4.その他、当スクールが生徒等として不相当と認める方

## 第4条(サービス)

- 1.当スクールのサービスは、生徒等に対し当スクールの施設を利用させること及びレッスンを提供することとし、生徒等は、本規約及び当スクールが必要に応じて定める細則等(以下「本規約等」といいます。)の定めに従い、これを受けることができるものとします。
- 2.当スクールは、必要に応じて、サービスの内容を変更できるものとします。

## 第5条(契約種別、受講料、その他料金)

契約種別、受講料、その他料金等の詳細は、別途定める料金表によるものとします。

生徒等は、入会手続き時に契約種別を選択して入会するものとします。

また、当スクールは、必要に応じて契約種別の内訳、受講料、その他料金等を変更できるものとします。

## 第6条(入会手続き)

生徒等は、本規約の全ての内容に同意する場合、所定の書面に必要事項を記入し、当スクールに申込みの上、契約種別に応じた2ヶ月分の受講料を支払うものとします。なお、生徒等は、入会の申込みを行った時点で、本規約の全ての内容に同意したものとみなされます。

## 第7条(受講料等の支払)

- 1.受講料は、各月末日を締め日とする月謝制です。
- 2.受講料の支払方法は、口座振替(自動引落)のみとし、翌月分の前納制で、毎月27日に指定口座より自動引落となります。(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日の引落となります。)
- 3.3ヶ月以上受講料の納入がない場合、当スクールは生徒等の退会手続きをとることがあります。その場合も、生徒等は未納受講料を納入します。
- 4.当スクールは、希望者を募って第9条に定める発表会その他イベント(不定期)を開催することがあります。受講料には、発表会その他イベントへの参加費は含まれません。発表会その他イベントに参加される場合、生徒等は別途参加費を支払うものとします。
- 5.一度入金された受講料等については、理由の如何を問わず、返金いたしません。ただし、第3条により当スクールが入会を承諾しなかった場合その他本規約に別に定める場合は、この限りではありません。

## 第8条(クラス)

- 1.各クラスのレッスン日及びレッスン時間並びに開講期間は、当スクールが別途定めたくうえで生徒等に案内するとおりとします。ただし、事前に生徒等に案内したうえで、これを変更することがあります。
- 2.当スクールは、各クラスについて、生徒の年齢等その他の受講条件を設けることができるものとします。各条件については、各クラスの概要案内に別途記載します。
- 3.生徒は、各クラスの開講期間の途中でも入会を申し込むことができるものとします。ただし、開講期間の途中から入会した生徒に対して、当スクールは、実施済みレッスンの補講その他の補充を行う義務を負わないものとします。
- 4.各クラスの開講期間が終了したとき及びクラスの対象年齢の都合上当スクールが必要と認めるときは、あらかじめ生徒等の同意を得たくうえで、受講するクラスを当スクールが指定する別のものに変更することがあります。

## 第9条(発表会)

- 1.当スクールは、当年4月1日から翌年3月31日までの期間において1回、発表会を開催します。発表会の開催日時は、決定の都度、生徒等にお知らせします。
- 2.発表会への参加申込みの締め切りは、発表会の開催日の属する月から起算して5か月前の月の10日とします。  
※例:発表会の開催日が12月15日の場合は、発表会への参加申込みの締め切りは7月10日です。
- 3.発表会の開催日の属する月から起算して4か月前の月の1日以降、各クラスのレッスンの主な内容は発表会に向けた練習となります。生徒等は、発表会への参加申込みをしない場合、発表会の開催日の属する月から起算して4か月前の月の1日から発表会の開催日の属する月の末日までの期間は休会することを、予め承諾するものとします。  
※例:発表会の開催日が12月15日の場合、休会の期間は8月1日から12月31日です。

## 第10条(写真等の撮影及び利用)

- 1.当スクールは、生徒等の写真・動画等の撮影を行う場合があります。撮影した生徒等の写真・動画等は、当スクールホームページや当社の制作する告知・販促物等に使用する場合があり、生徒等は予めこれを了承するものとします。生徒等は、写真・動画等の撮影及びその使用を拒否する場合は、入会時に申告するものとします。申告が無かった場合、当スクールは、写真・動画等の撮影及びその使用に生徒等が同意したものとみなします。
- 2.レッスン中の保護者による撮影については、原則として毎月最終週のみ可とします。ただし、SNSへのアップロードは、モザイク修正等により個人が特定できない加工を施した場合でも、全て禁止とします。なお、レッスン以外の発表会その他イベント時の取扱いについては、その都度別途定めるものとします。
- 3.生徒等は、受講中にテレビ、新聞、ラジオ、ウェブメディア等の取材が行われる場合があることを、予め了承するものとします。生徒等は、取材を拒否する場合は、入会時に申告するものとします。申告が無かった場合、当スクールは、生徒等が取材に同意したものとみなします。

## 第11条(LINEオープンチャットへの登録)

保護者は、当スクールが保護者との連絡手段として指定するLINEオープンチャットに必ず登録することに同意します。

## 第12条(会員証)

- 1.当スクールは、生徒に対して会員証を発行するものとします。
- 2.会員証は生徒本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡してはいけません。
- 3.生徒は、当スクールの施設利用時には、その都度会員証を受託者に提示するものとします。
- 4.生徒は、会員証を紛失した場合、直ちに当スクールに届出て、再発行を受けるものとし、当スクールが別途定める手数料を支払うものとします。

## 第13条(欠席・遅刻)

レッスンを欠席又は遅刻する場合は必ずレッスン開始前までに、当スクールまでお電話又はLINEオープンチャットでお知らせください。

## 第14条(レッスンの中止・日程変更)

- 1.当スクールは、当スクールが所在する地域において警報又は特別警報が発令されたときその他天災・社会事情により当スクールが必要と判断したときは、レッスンを中止することがあります。
- 2.当スクールは、当スクールの都合(行事、講師の都合等を含む)により、レッスン実施日を変更する場合があります。
- 3.前2項に定める事情が生じたときは、当スクールは、当該事情を認識した時点において、生徒等に対して速やかに通知するよう努めます。

## 第15条(レッスンの振替)

第13条に定める欠席・遅刻及び前条第1項に定めるレッスンの中止があった場合でも、レッスンの振替対応は行っておりません。

## 第16条(レッスンの中止等に係る受講料の取扱い)

第14条第1項に定める事由によりレッスンが中止となったときに限り、中止となったレッスン実施予定日の属する月の受講料を、中止となったレッスン実施予定日の属する月のレッスン予定回数で除した金額に対し、中止となったレッスンの回数を乗じた金額を返還します。なお、その際の振込手数料は、当スクールの負担とします。

## 第17条(各種届出)

### (休会手続き)

- 1.生徒等は、休会を希望する場合、月の初日を休会日とし、休会日の属する月の前月の10日までに当スクールに対し所定の「休会届」を提出するものとします。「休会届」のご提出がない場合は休会の手続きはできません。  
※例:4月から休会の場合は、3月10日までに「休会届」を提出。10日が休館日の場合は、9日までに提出。
- 2.休会の手続きなくレッスンを欠席した場合、受講料は全額発生します。
- 3.休会の期間及び回数は、当年4月1日から翌年3月31日までの期間において、最長3か月間且つ1回を限度とします。ただし、第9条第3項の定めによる休会は、これに含まないものとします。

### (変更手続き)

生徒等は、第5条に定める契約種別の変更を希望する場合は、月の初日を変更日とし、変更日の属する月の前月の 10 日までに、当スクールに対し所定の用紙にて申し出るとともに、手数料 550 円(税込み)を当スクールに対し支払うものとします。

※例:4月から変更の場合は、3月10日までに提出。10日が休館日の場合は、9日までに提出。

# 【greener キッズスクール生徒規約】

(退会手続き)

- 1.生徒等は、退会を希望する場合、必ず退会希望月の10日までに当スクールに対し所定の「退会届」を提出するものとします。「退会届」の提出がない場合は退会の手続きはできません。  
※例：3月末退会の場合は、3月10日までに「退会届」を提出。10日が休館日の場合は、9日までに提出。
- 2.「退会届」の提出がない場合は、出席の有無にかかわらず、当月の受講料の全額が発生します。
- 3.退会による生徒資格の抹消は月末とし、受講料の日割り計算はできないものとします。
- 4.退会后、再入会には改めて入会手続きが必要です。
- 5.前各項に定める事務手続きは、受託者が行い、又は受託者に対して行えば足りるものとします。

第18条(生徒等以外の第三者等の同伴)

生徒等は、当スクールが事前に承諾した場合を除き、生徒等以外の第三者及びペット等(以下「同伴者」といいます)を当スクールの施設内に同伴させることができないものとします(盲導犬・聴導犬・介助犬等、特例を除く)。なお、当スクールから同伴者に関し事前に承諾を得た場合、生徒等は、当該同伴者に対しても本規約に基づき生徒等が負う義務を遵守させるものとし、当該同伴者の責に帰すべき事由により当スクールが損害を被った場合、その損害の一切を賠償する責を負うものとします。

第19条(禁止行為、生徒資格の一時停止、強制退会)

1. 次の各号に掲げる生徒等の行為は禁止いたします。
  - (1)法令又は本規約及び公序良俗に反する行為
  - (2)受講料の滞納、または受講料支払の拒否(なお、受講料を3か月以上滞納した場合、生徒等の指定した支払口座の利用が停止された場合は強制退会の対象といたします。)
  - (3)他の生徒に迷惑を及ぼす行為(例:レッスンの進行妨害行為、他の生徒に対するいじめ・嫌がらせなどの言動等、このほか講師の指示に従わない場合)
  - (4)故意・重大な過失による当スクール各種設備の盗用・使用・損壊行為
  - (5)当スクールの許可なくレッスン又はイベントをビデオ撮影、写真撮影及び録音する行為。また、これらの映像、画像、音声等を当スクールの許可なく、インターネット等を介し発信する行為(素材を第三者に提供した場合を含む。)
  - (6)その他、当スクールが不適切と判断する行為
2. 生徒等が前項各号に該当する場合、当スクールは当該生徒等に対し、相当期間を定めて改善を求める通知を行うものとし、そのうえで生徒資格を一時停止することがあります。
3. 第2項の通知に基づく改善が行われない場合、当スクールは、当該生徒を強制退会できるものとします。なお、強制退会后、当スクールは再入会の申込みを受けた場合であっても、入会の承諾はいたしません。

第20条(損害賠償)

前条の禁止行為により当スクールに損害が生じた場合、当該生徒等は、当スクールに対し、その全ての損害を賠償する責任を負うものとします。

第21条(免責)

- 1.当スクールは、当スクール施設内又はレッスン参加中の怪我、事故、貴重品・手荷物などの盗難・紛失及びその他当スクールの利用により発生した生徒等の損害に関し、当スクールの責に帰すべき事由によるものを除き一切の責任を負わないものとします。
- 2.当スクールは、生徒の当スクールの施設外(当スクールへの通学中を含みます。)での事故、生徒の不注意による事故、生徒間のトラブル等につきましては、一切の責任を負いません。

第22条(生徒等の入会時記載事項の変更)

生徒等は、入会時の生徒等の氏名、住所、連絡先、引落口座情報などに変更があった場合、速やかに当スクールまで連絡するものとします。連絡のないことにより各取扱いに不備が生じたとしても、当スクールは一切責任を負いません。

第23条(個人情報の取扱い)

当スクールは、事業者の個人情報保護方針

(<https://www.tokyometro.jp/privacy/index.html>)を遵守し、生徒等の個人情報を適切に管理いたします。

第24条(本規約の変更)

- 1.当スクールは、適切な期間を別途定め、生徒等に通知又は生徒等が容易に知りうる方法で告知することにより、生徒等の個別の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。
- 2.生徒等は、前項に基づき通知又は告知された本規約の変更に同意しないときは、定められた期間内に所定の方法にて退会の申出をすることにより、本規約の変更の効力発生日までに退会することができます。前項に定める期間において、退会の申出をしないときは、本規約の変更について同意したものとみなします。

第25条(営業時間・休館日)

当スクールの営業時間は原則として次のとおりとします。

ただし、当スクールは、季節により営業時間を一部変更するほか、メンテナンス等のために必要とする場合には、営業時間の変更及び休館日の設定を行うものとします。

【当スクールの営業時間】

月曜日： 9:00～12:00、16:30～21:00 (12:00～16:30は閉館)

水曜日： 9:00～12:00、15:30～21:00 (12:00～15:30は閉館)

木曜日： 9:00～12:00、15:30～21:00 (12:00～15:30は閉館)

金曜日： 9:00～12:00

土曜日： 8:00～16:15

日曜日： 8:45～16:45

なお、祝日の月・水・木曜日は最終レッスン終了の30分後に閉館いたします。

休館日：毎週火曜日、お盆(8月中旬ころ)、年末年始

第26条(問合せ窓口)

当スクールの運営に関する質問、申し出、苦情等については、本規約等に特段の定めがある場合を除き、以下を通じて行うものとします。

greenerキッズスクール

TEL:047-311-4918

メールアドレス metro@greener.tokyo

第27条(反社会的勢力の排除)

- 1.当スクールは、現在及び将来において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証します。
- 2.当スクールは、生徒等が次の各号の一に該当した場合には、何らの通知、催告を要することなく生徒資格を抹消することができるものとします。
  - ①生徒等が、反社会的勢力又は反社会的勢力の関係者であることが判明したとき
  - ②自ら又は第三者を利用して、当スクールに対し、暴力的行為、脅迫的言辞、偽計、又は威力を用いて信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などをしたとき
  - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会又は利用をしたとき
- 3.生徒等は、前項により生徒資格が抹消された場合、両社が被った損害を賠償する責を負うものとします。

第28条(当スクールの閉鎖・変更)

- 1.当スクールは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、その他当スクール及び生徒等の責に帰さない事由により当スクールの運営継続が困難となる事情が生じた場合、当スクールの全部もしくは一部を閉鎖し、又はその利用を制限することができるものとします。
- 2.当スクールは、前項により当スクールを閉鎖した場合、全ての生徒等を退会させることができるものとし、これに対する一切の補償を行わないものとします。
- 3.生徒等は、前2項の場合においても、当スクールに対し何らの異議を申し立てないものとします。

第29条(司法判断に基づく分離条項)

本規約の各条項及びその他の方法により当スクールと生徒等との間で定めた事項について、日本国の裁判所により無効である旨の確定的な判断がなされたときは、当該条項又は事項のみを無効とし、当スクールの運営を継続するために、本規約の趣旨を踏まえて必要な変更又は解釈を行い、これを補充するものとします。なお、この場合、その他の項目及び事項の効力については、何らの影響を受けないものとします。

第30条(合意管轄裁判所)

当クラブ及び会員は、本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第31条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

(制 定)2024年4月1日

# greenerキッズスクール 料金表

2024年4月1日より

## (1) 契約種別

次の2種類の中から、いずれかをお選び頂きます。各クラスとも、レッスン回数は月4回です。

1クラス契約・・・月額受講料7,656円(税込)

2クラス契約・・・月額受講料10,296円(税込)

## (2) クラス

ご希望のクラスをお選び頂きます。

月	17:00~18:00	K-POP BOYS song クラス	BGM/振り付けに、「BOYSグループ」のジャンルを集中的に使用します。 レベルは、現在の「月曜日K-POPクラス」と同等です。	chikako
	18:10~19:10	K-POP GIRLS song & BOYS song MIXクラス	BGM/振り付けに、「GIRLSグループ」と「BOYSグループ」の両方のジャンルを使用します。 レベルは、現在の「月曜日K-POPクラス」と同等です。	chikako
水	17:00~18:00	キッズヨガ ジュニアクラス	ヨガ独特の呼吸法を用いて「体幹強化」「柔軟性アップ」「集中力向上」「リラックス」を図り、日常生活の幅広いシーンに活かせるコンディショニングスキルの習熟を目指すクラスです。	荻原涼子
木	16:00~16:50	リトルダンス pre-schoolクラス	未就学のお子様限定です。 表現することの楽しさを知り、ダンスを学ぶうえでの第一歩となるクラスです。	ueno
	17:00~18:00	フリースタイル ジュニア入門~初級クラス	基礎をじっくりと固めたい生徒様が対象です。 「フリースタイル」の名のとおり、ムーブメントの随所に創意工夫・アドリブを盛り込んで、「感性」を自由にアウトプットする力を育むクラスです。	ueno
	18:10~19:10	フリースタイル ジュニア中級クラス	基礎がほぼ固まり、応用にチャレンジしたい生徒様が対象です。 「フリースタイル」の名のとおり、ムーブメントの随所に創意工夫・アドリブを盛り込んで、「感性」を自由にアウトプットする力を育むクラスです。	ueno
土	12:15~13:15	K-POP GIRLS song & BOYS song MIXクラス	BGM/振り付けに、「GIRLSグループ」と「BOYSグループ」の両方のジャンルを使用します。 レベルは、現在の「土曜日K-POPクラス」と同等です。	chikako
	13:30~14:30	K-POP BOYS song クラス	BGM/振り付けに、「BOYSグループ」のジャンルを集中的に使用します。 レベルは、現在の「土曜日K-POPクラス」と同等です。	かずと
	14:45~15:45	HIP HOP 入門クラス	基礎をじっくりと固めたい生徒様が対象です。 レベルは、現在の「日曜日HIP HOPクラス」と同等です。	かずと
日	13:00~13:50	リトルダンス pre-schoolクラス	未就学のお子様限定です。 表現することの楽しさを知り、ダンスを学ぶうえでの第一歩となるクラスです。	kaori
	14:00~15:00	HIP HOP 入門クラス	基礎をじっくりと固めたい生徒様が対象です。 レベルは、現在の「日曜日HIP HOPクラス」と同等です。	kaori
	15:15~16:15	HIP HOP 初級クラス	基礎がほぼ固まり、応用にチャレンジしたい生徒様が対象です。 レベルは、現在の「日曜日HIP HOPクラス」よりUPします。	kaori